

研究種目： 基盤研究（C）  
研究期間： 2007 ～ 2010  
課題番号： 19530070  
研究課題名（和文） ADR(裁判外紛争解決)の法化とその内在的限界の研究  
研究課題名（英文） ADR Legalization and Its Limits  
研究代表者 山田 文（YAMADA, Aya）  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号： 40230445

研究分野： 民事手続法

科研費の分科・細目： 法学・民事法学

キーワード： 調停，法律事務，法的助言，評価型調停，交渉促進型調停，証拠能力，職権探知

## 1. 研究計画の概要

### (1) 比較法研究

まず、手続的な法化の意義を明らかとするための準備として、国際的な法化状況を把握するために、その前提たるADRの問題点について比較法的な見地から検証を行う。次に、具体的な法化の成果について、とくに複数の司法圏に適用可能なものとして現実化したもの（たとえば、UNCITRAL商事仲裁／調停モデル法、ADR国際規格、家事調停にかかるEU指令、統一調停モデル法など）を収集し、法化における共通項の析出を試みる。

### (2) 国内における手続面についての法化の調査・研究

まず、手続的な法化に関しては、最も法化の必要性が高く、また実際にそれが現実化している消費者紛争に焦点を当て、紛争の特殊性、訴訟における救済の限界性、当事者の手続進行上の特性などの点を機軸としてADRの法化状況を分析する。また、ADR法により認証を受けた民間型ADRについて、認証基準による規律という法化によって、手続運営や紛争解決にどのような変化が生じたのかについて、経年的な調査を開始する予定である。

### (3) 国内における実体的な面についての法化の調査・研究

次に、ADRにおける実体的な規範の法化に関しては、まず準備的な作業として、日本法の議論において調停規範や仲裁規範という概念がどのような機能を果たしてきたのかを考察する。ここでは、理論研究のほか、民事・家事調停委員に対するインタビュー調査なども併用し、実態の把握に努めることと

する。

## 2. 研究の進捗状況

(1) 比較法研究は、ほぼ予定通りの進捗があったと言える。この間、国内外で開かれたいくつかの国際シンポジウムに報告者、コーディネータ、コメンテータとして参加し、大まかにヨーロッパ大陸、英米、豪加、東アジア、東南アジアにおいてそれぞれ異なるADRの規律傾向がみられること、東アジアにおいても、中国（メインランド）と韓国・台湾・日本では異なる傾向がみられるものの、国家による法化・制度化が著しいこと、等の知見を得た。ただし、涉外要素を含むADRを対象とするEU指令が出されるなど、研究計画時から状況の展開がみられるので、なおフォローアップが必要である。

(2) 国内における手続的な法化の研究については、家事調停の規定を含む家事審判法の改正作業が始まり、法整備がADR実務よりも先んずることとなったことと、民間型ADRの利用件数がまだ少ないことから、当初予定していた消費者紛争を中心とする研究というよりも、立法論的に、非訟事件手続一般及び家事調停手続の法化について研究するとともに、その限界を検討することとなった。その点で、当初の計画とずれが生じている。

(3) 国内における実体的な法化の研究については、裁判所の調停規範や仲裁規範については、裁判例の収集・分析から一定の進捗をみている。民間型ADRに関しては、弁護士会の運営にかかるものについて事件の概要についてある程度の情報開示がなされており、その分析に着手したところであるが、その他の民間型ADRは、取扱事件数の少なさもあ

り、なお補充が必要である。

### 3. 現在までの達成度

#### ②おおむね順調に進展している

上記2. のとおり、予想をしていなかった事情から一部の研究は滞っているが、それ以外では計画の遂行がなされていると言って良い。

### 4. 今後の研究の推進方策

上記2. のとおり、予想以上に研究対象が拡大しており、当初計画の完全な遂行は困難となっているが、本研究課題の現在性に鑑み、状況の展開に対応しつつ、計画を遂行する予定である。

### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

①山田文「調整型手続と裁判手続の接合に関する予備的考察」法学論叢 164 巻 1～6 号 341～361 頁 (2009 年) 査読無し

②山田文「家事調停の現状と課題」法律時報 81 巻 3 号 21～27 頁 (2009 年) 査読無し

③山田文「離婚紛争と調整型ADR」名古屋大学法制論集 223 号 367～385 頁 (2008 年) 査読無し

[学会発表] (計4件)

①山田文「消費者紛争ADR 何が問題なのか」仲裁ADR法学会 (2007 年) 中央大学

[図書] (計5件)

①Aya Yamada, Divorce Mediation in Japan: Legalization, Privatization, and Unification, in: Japanese Family Law in Comparative Perspective (2010) 99-118

②山本和彦・山田文『ADR仲裁法』日本評論社, 407 頁 (2008 年)